

平成 30 年  
第 4 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 4 月 27 日（金） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 17 人）

会長 1 番 寶代 行廣・

会長職務代理

委員 3 番 粟ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋

6 番 東 鈴子 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（3 人）

2 番 今市 範男 5 番 宮原 耕一 7 番 田中 司

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 17 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 18 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 7 議案第 19 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 20 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 9 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 10 議案第 22 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について

○ 日程第 11 議案第 23 号 下限面積（別段の面積）の設定について

○ 日程第 12 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 中村 信介

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。2 番 今市 委員 5 番 宮原 耕一 委員 7 番 田中 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 30 年第 4 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 103 頁をご覧くださいと重います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定によ3番 栗ヶ窪 委員、6番 東 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日4月27日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3ページからになります。農用地利用集積計画による通知事案です。13件の合意解約がなされました。うち議案審議に係る分が、9件です。詳細は4～5頁をご覧ください。内容は、賃貸人が、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん ほかの申し入れです。解約の主導は、借り人主導によるものが6件、貸し人主導によるものが5件、中間管理事業への載せ替えが2件となっております。地目ごとの内訳は、田が11筆で6,572㎡、畑が4筆7,789㎡、合計15筆14,361㎡の合意解約となります。地域別では、颯娃3件、知覧4件、川辺6件となっております。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は7ページからになります。今回新規で認定されたのは5件です。再認定が2件あります。尚、先月分の再認定が1件追加で報告されましたので、今回提出してあります。それではまず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで茶を中心に経営を行っていましたが、荒茶価格の低迷等により、加工大根や青果大根の露地野菜の複合経営を行う事により経営の安定と機械化による省力化に努めたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会や中間管理機構による優良農地の幹旋や経営管理、生産方式の合理化を図るとともに制度資金を活用し施設の更新や農業機械の整備を行いたい考えです。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、〇〇地区で茶園2.9haの経営を行っていましたが、今後、堆肥や土壌改良剤の散布、敷きわら等心がけ土づくりから取組み品質の良い茶葉を生産し経営の改善を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、経営管理、生産方式の合理化を図りたい考えです。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地区で、茶を主体として加工用大根と甘藷などを組み合わせた複合経営を行っていました。今後も面積拡大を目指し経営の安定と所得の増加を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。

次に、川辺町〇〇〇〇さんです。これまで個人事業でさつま芋の生産から加工販売事業を行っていましたが経営を法人で引継、同時に事業の拡大を目指し離農農家や高齢者の土地を借り受け耕作面積の拡大を図り、自社で原料を確保しつつ工場整備の増強を行い商品の安定供給し、経営の安定化を目指したい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理、生産方式の合理化を図るとともに制度資金を活用し施設の更新を行いたい考えです。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、〇〇地区でWCSと飼料作物中心にカボチャ生産の複合経営を行っていましたが、今後、規模拡大を図り経営の安定化と所得の向上を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、経営管理、生産方式の合理化を図り農業制度資金の活用を希望しておられます。

尚、再認定等については、お目通しください。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第17号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。1件目は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、農業の経営及び農産物の生産・加工・販売並びに農産物の集荷、販売の仲介及び受託販売等の経営等で、会社設立は平成30年2月、構成員は2人となっています。資本金の額は500万円で、経営計画書にありますように、現在農地を取得し16,016㎡の経営面積になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者2人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、農産物（茶）の生産・加工・販売等で、会社設立は平成19年12月、構成員は5人となっています。資本金の額は300万円で、経営計画書にありますように、今後農地を取得し51,976㎡の経営面積になります。「法人形態要件」については、有限会社です。「構成員要件」については出資者5人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農産物の生産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第17号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって議案第17号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第6議案第18号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず農用地区域からの除外について吉崎委員お願いします。

吉崎委員 4月12日、東垂水 勝秀 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、ご報告いたします。25号、審議番号1番です。申請人は、鹿児島市西別府町の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇他2筆、田畑の2,157㎡です。申請地は、農地所有者の後継者がおらず荒地になっており、今後、農地としての利用が困難なため、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るため、農用地区域から除外をするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇〇〇の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の26～28号をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。

議長 次に東垂水委員お願いします。

東垂水委員 25号、審議番号2番です。申請人は、三重県四日市市の〇〇〇〇です。申請地は、知覧町〇〇他3筆、畑の3,176㎡です。申請人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を譲り受けてこの土地一帯に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るため、農用地区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の29～31号の地図をご覧ください。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇〇〇の東側付近に位置します。最高4mの盛土と最高2mの切土を行うがのり面保護を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は計画地内に側溝を布設し調整池を経て既存施設へ放流し、日照・通風等については、施設高1.8m程度とするので影響を及ぼす恐れはなく、代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。

次に、審議番号3番です。申請人は、いちき串木野市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、山林の1,691㎡です。申請地は、知覧庁舎か

ら〇〇に〇〇kmの〇〇集落の南側付近に位置します。申請地は、日照条件が良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るため、農用区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の32～34頁の地図をご覧ください。申請地は、農用区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。

次に、審議番号4番です。申請人は、いちき串木野市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇他1筆、山林の1,306㎡です。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の南側付近に位置します。申請地は、日照条件が良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るため、農用区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の35～37頁の地図をご覧ください。申請地は、農用区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。

議 長 次に用途区分について東委員お願いします。

東 委員 25頁、審議番号5番です。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇他1筆、田の3,456㎡です。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の38～40頁の地図をご覧ください。変更理由は、申請人は申請地の隣接地で養豚業を営んでおり、既存の浄化槽が老朽化し処理能力が低下しているため、利便性のいい申請地を譲り受けて、新たに浄化槽を設置し処理能力を上げようとするものです。また、防疫上来客用駐車場及び従業員駐車場と車両洗い場として整備しようとし、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。申請地は、農用区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。なお、この案件は、同時に農地法第5条の転用許可申請が提出されておりますので、のちほどご審議していただきます。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号1番から5番ともに、内容については、現地調査員の

説明のありましたとおりでございます。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響等については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については、全案件実施されていません。このことから、1番から4番の農用地からの除外と5番の農用地から農業用施設への用途区分変更は、やむを得ないものと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議長 質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第18号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第18号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第7議案第19号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。42号からになります。今回の申請は、所有権移転9件になります。所有権移転について、譲渡人は鹿児島市西陵の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請であります。内訳は、田が6筆で1,688㎡、畑が15筆で14,470㎡、合計21筆16,158㎡となっています。理由は、1番から3番、6番から8番が規模拡大、4番、5番が相手方の要望、9番が父からの受贈となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が369,587円で、畑が271,875円から1,195,499円で売買される予定です。地域別では、穎娃3件、知覧4件、川辺2件でございます。また、法第3条第2項各号の判断については、44～48号の調査書及び49号の営農計画書のとおりでございます。以上の案件

については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断するところです。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第19号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第19号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に本来なら議案第20号について審議するところですが、それ以前に審議を要する追加議案が出ていますので、ここで追加議案第1号農地法第5条許可指令書の取消についてを審議いたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 農地法第5条許可指令書の取消の審議番号1番を説明いたします。1月の農業委員会において許可された案件であります。その後の分筆登記の際に面積に誤りがあったため今回取り消しするものです。なお、この案件は、面積を修正し再度提出されていますので、のちほどご審議していただきます。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
追加議案第1号 農地法第5条許可指令書の取消について申請どおり取消を許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって追加議案第1号に係る案件については、申請どおり取消を許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8議案第20号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。まず、所有権移転の6件の報告をお願いします。まず①②番について吉崎委員をお願いします。

吉崎委員 所有権移転の審議番号1番、2番について報告いたします。51頁、審議番号1番です。譲受人が、鹿児島市与次郎の〇〇〇〇です。譲渡人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇、畑の814㎡です。申請地は、再生可能エネルギーの連系増加に伴い電力の安定供給を図るため変電設備（配電塔）を建設しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の53～55頁をご覧ください。申請地の北側は建設業者資材置場に、西側は道路に、東側は畑に、南側は里道を挟んで畑に接しています。現状のままで利用し、防護柵を設置し、土砂流出等の恐れはなく、雨水は透水性の高い舗装整備し浸透処理し、日照・通風等については緩衝地を設け、また資材置場及び駐車場利用であり影響を及ぼす恐れはありません。このことから、変電設備（配電塔）への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。譲受人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、愛知県岡崎市の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇、畑の696㎡です。譲受人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の56～58頁をご覧ください。申請地の北側は畑に、西側は宅地に、南側は水路を挟んで道路に、東側は道路に接しています。現状のままで利用し、土留め工事をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。また、申請面積が500㎡を超えますが、申請地は道路より2～3m高く、のり面部分が多く、また進入路を設置するとのことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に東委員お願いします。

東 委員

51 号, 所有権移転の審議番号3 号について報告いたします。譲受人が, 鹿児島市田上の〇〇〇〇さんです。譲渡人が, 日置市日置町の〇〇〇〇さんです。申請地は, 川辺町〇〇, 畑の1,221 m<sup>2</sup>です。申請地は, 川辺庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。譲受人は, 申請地を取得して太陽光発電施設を設置し, 売電により生活費に充てようとするものです。詳細は, 議案資料の59~61 号の地図をご覧ください。申請地の北側は水路を挟んで山林及び田に, 西側は水路を挟んで宅地に, 南側は道路に, 東側は宅地に接しています。現状のままで利用し, 西側に生垣があるため, 他は防護柵設置するので土砂流出等の恐れはなく, 雨水は東側へ勾配をつけ溜桝を設置し暗渠により用水路へ放流し, 日照・通風等については施設高1.5m 程度とするので影響を及ぼす恐れはありません。このことから, 太陽光発電施設への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に52 号, 審議番号4 号です。譲受人が, 知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が, 鹿児島市紫原の〇〇〇〇さん 他18 名です。申請地は, 知覧町〇〇他31 筆, 田の9,278 m<sup>2</sup>です。申請地は, 知覧庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。申請人は食肉加工業を営んでおり, 現在, 既存工場では広さ, 設備が不足しており最新の機械設備を整えた工場増設により経営安定を図るため, 申請農地32 筆9,278 m<sup>2</sup>を譲り受けて新工場の増設に合わせて, 一体利用して駐車場21 台分を整備しようとするものであります。詳細は, 議案資料の62~64 号の地図をご覧ください。申請地の北側は河川堤防に, 西側は既存工場に, 南側は水路を挟んで道路に, 東側は雑種地に接しています。既存敷地の高さに合わせるためよう壁を設け盛土を行い, 防護柵を設置するので土砂流出等の恐れはなく, 雨水は敷地内側溝へ放流し既設水路へ接続し, 日照通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから, 工場1 棟及び駐車場への転用は, やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に, 徳永委員お願いします。

徳永委員

52 号, 審議番号5 号です。譲受人が, 知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が, 知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は, 知覧町〇〇, 畑の2,712 m<sup>2</sup>の内499 m<sup>2</sup>です。譲受人は現在, 借家住まいで手狭になってきたことから, 申請地を譲り受けて, 一般住宅を建築しようとするものです。申請地は, 知覧庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は, 議案資料の65~67 号の地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に, 西側は山林に, 南側と東側は道路に接しています。現状のままで利用し, よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはな

く、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に52号、審議番号6番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、熊本県八代市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の309㎡です。申請人は〇〇〇〇の後継者で現在、商工会有料駐車場を借りており、申請地を譲り受けて、来客用及び業務車両の駐車場として確保しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の68～78号の地図をご覧ください。申請地の北側と西側は宅地に、南側は道路に、東側は商工会駐車場に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議長 次に、使用貸借権設定の1件について東委員報告をお願いします。

東委員 71号 審議番号1番について報告いたします。借人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。貸人が、鹿児島市谷山中央の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇他1筆、田の3,456㎡です。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の72～74号の地図をご覧ください。申請地の北側は水路を挟んで養豚場に、南側は水路を挟んで田に、西側は水路に、東側は水路を挟んで田に接しています。よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路に放流し、新たに設置する浄化槽で処理した分は既存浄化槽の放流先へつないで処理し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、浄化槽及び駐車場等への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 所有権移転の審議番号1番から6番を補足説明いたします。  
審議番号1番です。立地基準ですが、10ha以上、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、例外で許可できる公益性の高い事業と判断されます。変電設備の配電塔及び駐車場兼資材置場については、自己資金計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。また、農業振興地域外であり電力供給エリアの中心に位置していることから、変電設備の配電塔及び駐車場兼資材置場への転用はやむを

得ないと判断するところです。

次に、審議番号2番です。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる「集落接続施設」に該当すると思われます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と隣接者及び水路組合の排水接続承諾書と工事施工等許可書が添付されております。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番です。立地基準ですが、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が錬たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地の市街地近接農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、工場1棟及び駐車場への転用はやむを得ないと判断されます。

次に、審議番号5番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、一般住宅への転用はやむ

を得ないと判断するところです。

次に、審議番号6番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、都市計画用途地域内農地（第2種居住地域）と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われれます。このことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断されます。

次に使用貸借権の審議番号1番を補足説明いたします。農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供することから「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、土地改良区からの回答が添付されております。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われれます。このことから、浄化槽設置及び駐車場等への転用はやむを得ないと判断されます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 71ページの備考欄に書いてある始末書の文字が記入されていますがミスプリントで良いのですか。

事務局長 この資料の73ページの6843番、また74ページの図の上のところですが、ここがすでに、この用途として使われておりましたので、始末書を添付させています。

議長 他に、質問ご意見はありませんか。

委員 「無し」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第20号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申

請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第20号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。76号からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇他9件であります。理由は全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は田が6筆の7,011㎡ 畑が8筆の10,385㎡であります。申請農地の取引価格については、10a当り、田が311,820円～349,489円、畑207,000円～800,000円で売買される予定です。地域別では、穎娃3件、知覧1件、川辺6件となっております。次に、「賃貸借利用権」の設定であります。79号からになります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか42件になります。設定面積は、田が27筆で25,618㎡、畑が41筆で73,067㎡の合計68筆の98,685㎡になります。地域別では、穎娃が11件、知覧が10件、川辺が22件、合計43件となっております。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の番号2番については永山委員が4番については宮原俊郎委員が、賃貸借利用権設定の番号38・39・40番については下之門委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号2番と4番を除く8件と賃貸借利用権設定の番号38・39・40番を除く案件39件と賃貸借利用権の転貸の全案件とそして使用貸借利用権の全案件について

は、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第21号の案件の内、所有権移転の番号2番と4番を除く8件と賃貸借利用権設定の番号38・39・40番を除く案件39件と賃貸借利用権の転貸の全案件とそして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第21号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。永山 委員・宮原俊郎委員・下之門 委員にお諮りします議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。

(永山 委員・宮原俊郎 委員、下之門 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、所有権移転の番号2番と4番と賃貸借利用権設定の番号38・39・40番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案21号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。永山 委員・宮原俊郎委員・下之門 委員の入室を許可いたします。

(永山 委員・宮原俊郎 委員 下之門 委員 入室)

議長 関係委員に報告いたします。議案第21号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第10議案第22号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 議案第22号について説明いたします。資料は、97頁になります。併せまして、勝目入会林野整備組合から提出された入会林野整備計画書を呈示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。入会林野整備事業につきましては、昭和41年に施行(しこう)された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が根拠です。この法律は、入会権(いりあいけん)を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。あくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が農地法第3条第2項の各号に該当しないか判断する必要があります。従来(じゆんらい)の農地法第3条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして、勝目入会林野整備組合 組合長〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところ(ところ)です。この組合は全体計画で、関係者数101名、筆数300筆の27,644.51㎡で、うち農地に関する部分が、関係者数60名、筆数135筆の94,467.11㎡(田34筆12,982.11㎡、畑81筆64,196㎡、樹園地20筆17,289㎡)であります。この事業が推進(すいしん)されますと、現所有者の名義(なぎ)となり、農地の流動化(りゆうどうか)の妨げ(さまたげ)となっている他人名義(たにんがぎ)の農地(のうち)がいくらかでも解消(かいしょう)され、所有権移転(しゆせん)や貸借権設定(かいくけんていじやう)等による利用集積(りようしせき)が進むものと期待(きたい)しております。以上(いじやう)で、説明(せつめい)を終わります。ご審議(しんぎ)方宜(かたがた)しくお願い(ごんがひ)致します。

議長 只今(ただいま)事務局(じむきよ)から説明(せつめい)のありました案件(けいあん)について審議(しんぎ)をお願い(ごんがひ)します。

議長 質問(しつもん)、ご意見(ごいけん)はございませんか。

委員(いんぎ) 「なし」の声(こゑ)あり

議長 質問(しつもん)、ご意見(ごいけん)がありませんので、採決(さいけつ)いたします。議案第22号入会林野等(にっかいりんのうら)に係る権利関係(けんりかんけい)の近代化(きんたいか)の助長(すけたう)に関する法律(りっぽう)による入会林野整備計画(にっかいりんのうらせいびけいかく)に対する意見決定(いけんけつだん)については、適当意見(たうたういけん)とすることに(ご)異議(いぎ)ございませんか。

委員(いんぎ) 「異議(いぎ)なし」の声(こゑ)あり

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第22号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 続きまして、日程第11 議案第23号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 議案第23号について説明いたします。資料は、99頁からになります。平成21年12月施行の改正農地法により、それまで県知事が下限面積を決定していたものが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を下限面積として設定できる事になりました。これを受けて、南九州市農業委員会では平成21年11月に本市の設定区域ごと（旧町ごと）の下限面積を決定したところですが、その内容については、毎年農地の面積や利用状況の変動などに応じて、下限面積を審議しなければならないこととなっています。このような理由から、提案するものでございます。下限面積を別に定める場合は、その設定する地域において定めようとする面積未満の農家が農家総数の40%を下回らないように設定しなければなりません。内容については、資料にありますように、現行どおりで、穎娃地域、知覧地域はそれぞれ50アール、川辺地域は30アールとして提案いたします。理由としましては、2015農林業センサスで、穎娃地域の農家は50アール以上の農地を耕作している農家が68%、知覧町地域の農家は63%であり、農家数の6割を越えていることから、下限面積を低くする必要がないためです。また、川辺地域は、その割合が32%で3割程度しかないため、その40%を下回らない30アールで提案するものです。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。。

議長 これより審議をお願いします。只今事務局から報告のありました件について質問、ご意見はありませんか。

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第23号 下限面積（別段の面積）の設定について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号 下限面積（別段の面積）の設定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

**事務局長** 本市の下限面積・別段の面積を設定していただいたところですが、昨年来この下限面積を引下げする考えはないかということで、議会、不動産関係者等からいろいろ要望が上がってきております。資料の101頁に参考資料として提示させていただきました、これが県内、全国の主な状況でございます。先ほどありました別段面積を計算するうえで、あとこのほかにも耕作放棄地等が出てきたり、新規参入を入れないと農地の保全が出来ないとそういったいろいろな状況があつて、この面積をまだ小さく出来ませよというのが21年のこの改正でも出ております。

今、市内で要望を受けて、私ども事務局といたしても、検討を進めているところでございます。農振農用地の地域内につきましては、今まで通り、穎娃、知覧地域は50a、川辺地域は30aとして頂き、それ以外の地域について、引き下げを検討しているところです。101頁の上段の表に南さつま市、日置市、出水市の例を載せていますが、そのうち日置市を除けば空き家バンクに登録されている農家の所有する農地については、南さつま市で20㎡以上、出水市に至っては1㎡以上としております。本市においてはどの面積まで引き下げると取引が出来ない農地を救済できるのか、そのデータを収集中でございます。本年中にはそのデータを整理してこの下限面積に引き下げについて再度審議していただくことになろうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

**議長** よろしいでしょうか、皆様もこの件について検討しておいてください。

**議長** 次に、日程第13その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

**委員** 「なし」の声あり

**議長** 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

**農政係長** 農地の「貸したい」「借りたい」のアンケート調査の説明と班ごとの協議を依頼、次に農業者年金の推進部長の選任を依頼、農地利用最適化推進の考え方について説明する。

**議長** ただ今事務局より説明のありました推進部長の選任は、いかが取り計らいましょうか。

**委員** 「留任でお願いします。」の声あり

**議長** 推進部長は前任者の留任でお願いしますとのことですが部長さん方はよろしいでしょうか。

委員 「無し」の声あり

議長 それでは3名の方には引き続き推進部長をお願いします。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成30年第4回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 5時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 3番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 6番 \_\_\_\_\_